

京都議定書に基づくクレジットを、法令に従って適正に運用・管理します。

1. 事業目的

- ① 継続的に京都メカニズムの活用を可能とするため、既存の国別登録簿の運用保守を行う。
- ② 国連の定める技術仕様の変更に適合させるためシステムを改修する。
- ③ セキュリティ対策や第二約束期間への対応等を適宜実施する。

2. 事業内容

国別登録簿は、京都議定書に基づく割当量単位や京都メカニズムによるクレジットを記録する電子的な登録簿です。

削減目標達成以降も、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定されている割当量口座簿を、法令に従って適正に運用・管理することが必要となっています。そのため、引き続き保有クレジットの維持管理及び国内移転等の実施、セキュリティ対策、国連の技術仕様に適応させるためのシステム改修、老朽化対策等を実施します。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成14年度～

4. 事業イメージ

環境省および経済産業省が管轄し、内国法人が自口座上で排出枠を管理します。

